



学校における働き方改革を迅速かつ着実に実施するために必要な方策の取りまとめを松野大臣が中央教育審議会に諮問

平成 29 年 6 月 22 日(木曜日)

今年4月に公表した教員の勤務実態調査で、長時間勤務という看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになりました。文部科学省では、これまでの取組にとどまらず、今回の調査で明らかになった課題に対して、具体的、かつ実効性のある対策をさらに進める必要があると考え、6月22日、松野大臣から、中央教育審議会(会長:北山禎介 三井住友銀行取締役)に対して、学校における働き方改革に関する総合的な方策について検討を諮問しました。

松野大臣は、「教員の長時間勤務の要因を見直すことで、教員が自らを研鑽できる機会を持てるようになるとともに、教員が、『魅力ある仕事』として再認識され、誇りを持って働くことは、子供の教育にも良い影響として還元されると考える」とし、この審議は、これからの教育、ひいては、我が国の未来を左右する重要なものであり、大所高所から積極的な議論を頂けるようお願いしました。

諮問では、具体的に、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方や連携・協働を進めるための条件整備など、

1、学校が担うべき業務の在り方

次に、これまでに培った日本の学校教育の良さを生かしつつ、教員が教育の専門職として子供の指導に一層専念することができるよう、

2、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担

そして、学校の特性を踏まえた勤務時間制度や勤務状況を踏まえた処遇の在り方、具体的には、勤務時間外に自主的、自発的な判断により長時間勤務を行わざるを得ない実態をどのように改善していくかについてなど、

3、教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方

の3項目を中心に実効性のある取組を示していただくことをお願いしています。

審議初日のこの日、委員からは、「とりわけ重要なのは教員の仕事の範囲があまりに広がりがすぎている事で、大切なのは業務量をきっちり減らすこと。かつ、学校のパフォーマンスを上げていく仕組みづくり」「制定当時とは学校を取り巻く環境が変わってきており、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)を見直す必要がある」「教員の本来業務を確定し、専念できる体制づくりが必要」など、積極的にご議論頂きました。

今後、年内をめどに、緊急に取り組むべき対策を取りまとめる予定です。

29文科初第493号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

平成29年6月22日

文 部 科 学 大 臣 松 野 博 一

(理由)

我が国の学校教育において、教員は高い専門性を持ち、幅広い業務を担い、子供の状況を総合的に把握して指導し、高い成果を上げてきました。こうした成果は、国際的にも評価が高い我が国の教員が、子供への情熱や使命感を持った献身的な取組を積み重ねてきた上に成り立ってきたものといえます。

一方、社会に目を向けると、今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われておりますが、近年、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報やグローバル化といった社会の変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきております。とりわけ、最近では第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代が到来し、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供が変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。このため、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて、小・中学校の学習指導要領等の改訂を行ったところであり、これまでの取組の実績を基盤としつつ、これからの学校教育においては、この新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていかなければなりません。特に、子供の指導を直接担う教員には、教育課程を中心に学校の教育活動全体の質的な向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、教材研究、学習評価の改善・充実などを進める力が求められています。

こうした学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、一方で長時間勤務という形で既に表れており、公立の小・中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値によって、看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになったものと受け止めております。

文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会に取りまとめていただいた3つの答申を具体化するため、「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、教員の資質・能力の向上を目指す制度改革、「チームとしての学校」の実現、地域と学校の連携・協働に向けた改革、教職員定数の戦略的な充実等に取り組んでいます。また、平成29年1月には「学校現場における業務の適正化に向けて」を公表し、平成29年度予算において「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を新たにスタートさせるとともに、部活動の適正化等を進めてお

ります。しかし、これまでの施策を推進することにとどまらず、今回の教員勤務実態調査（速報値）の結果を受け、明らかになった課題に対し具体的かつ実効性のある取組を更に進める必要があります。

教育再生実行会議第 10 次提言においても、学校・家庭・地域の役割分担やその教育力の向上を図るとともに、多様な専門スタッフの充実などチーム学校の実現や地域学校協働活動の推進、部活動の改革、学校事務の効率化、教員が担うべき業務の精選・明確化などを通じ、教員の働き方改革を実質的かつ着実に実行することが求められています。

教員の長時間勤務の要因を見直すことで、教員一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽^{けんさん}できる機会を持てるようになり、更なる効果的な活動へとつなげていくことができるとともに、自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備することで、教員は“魅力ある仕事”であることが再認識され、教員自身も誇りを持って働くことができるようになり、それがひいては子供の教育にも良い影響として還元されるものと考えます。

以上のような観点から、国公立学校を通じ、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、学校が担うべき業務の在り方についてであります。

教育基本法第 13 条では、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとされています。また、現在、学校が行っている業務の一部は、本来、教育委員会事務局を始めとする行政機関が担うべきではないか、との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、学校が担うべき業務は何であるかについて御検討をお願いします。その際、

- 部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備等はどうあるべきか。
- 関連法令で学校に義務付けられている学校関係書類や、行政機関、民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の精選をどのように進めていくか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第二に、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担についてであります。

教員は学校教育の直接の担い手であり、その使命と職責は極めて重要であります。これまで培った日本の学校教育の良さを生かしつつ、教員が教育の専門職として、これまで以上に活力を持って子供の指導に一層専念することができるよう、教職員及び専門スタッフ等が担うべき業務の在り方及び役割分担等について御検討をお願いします。その際、

- 「チームとしての学校」の実現に向け、教員が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門スタッフや支援人材の役割分担及び連携の在り方はどうあるべきか。
- 例えば、小学校では総授業時数が増加するといった状況の中、新学習指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方策をいかに講じるかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実をどのように進めていくべきか。
- 教職員が担うべき業務について、ＩＣＴの効果的な活用なども含めた更なる業務改善、その効果的な実施体制の構築に向けて、どのような方策を講じていくべきか

などの視点から、御検討をお願いします。

第三に、教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方についてであります。

教員に限られた時間の中で子供の指導に使命感を持ってより専念できる体制を整えるためには、個々の教員の業務の見直しのみならず、学校の組織マネジメントを強化する観点から校長・副校長・教頭の多忙についても解消し、その役割を十分発揮できるよう、学校が組織としての運営体制の強化・充実を図ることが必要であります。この点も含め、効果的な学校組織の運営体制の具体的な在り方について御検討をお願いします。また、教員の職務は、自発性、創造性に期待されている面が大きいとされておりますが、一方で、このことは長時間勤務につながりやすい面もあることから、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して教員の心身の健康を損なうことがないように、勤務時間の適正な把握を行う必要があります。その上で、活力を持って教員が業務に取り組み、子供の教育にもよい影響として還元するために、学校の特性を踏まえた勤務の在り方、勤務状況を踏まえた処遇の在り方について御検討をお願いします。その際、

- 学校運営体制の強化・充実を図るためには、副校長、主幹教諭、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうあるべきか。また、管理職の意識改革も含めた効果的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。

- 現在の学校内の校務分掌や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方策を進めていくべきか。
- 学校の特性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方はどうあるべきか。
- 勤務状況を踏まえた処遇の在り方はどうあるべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

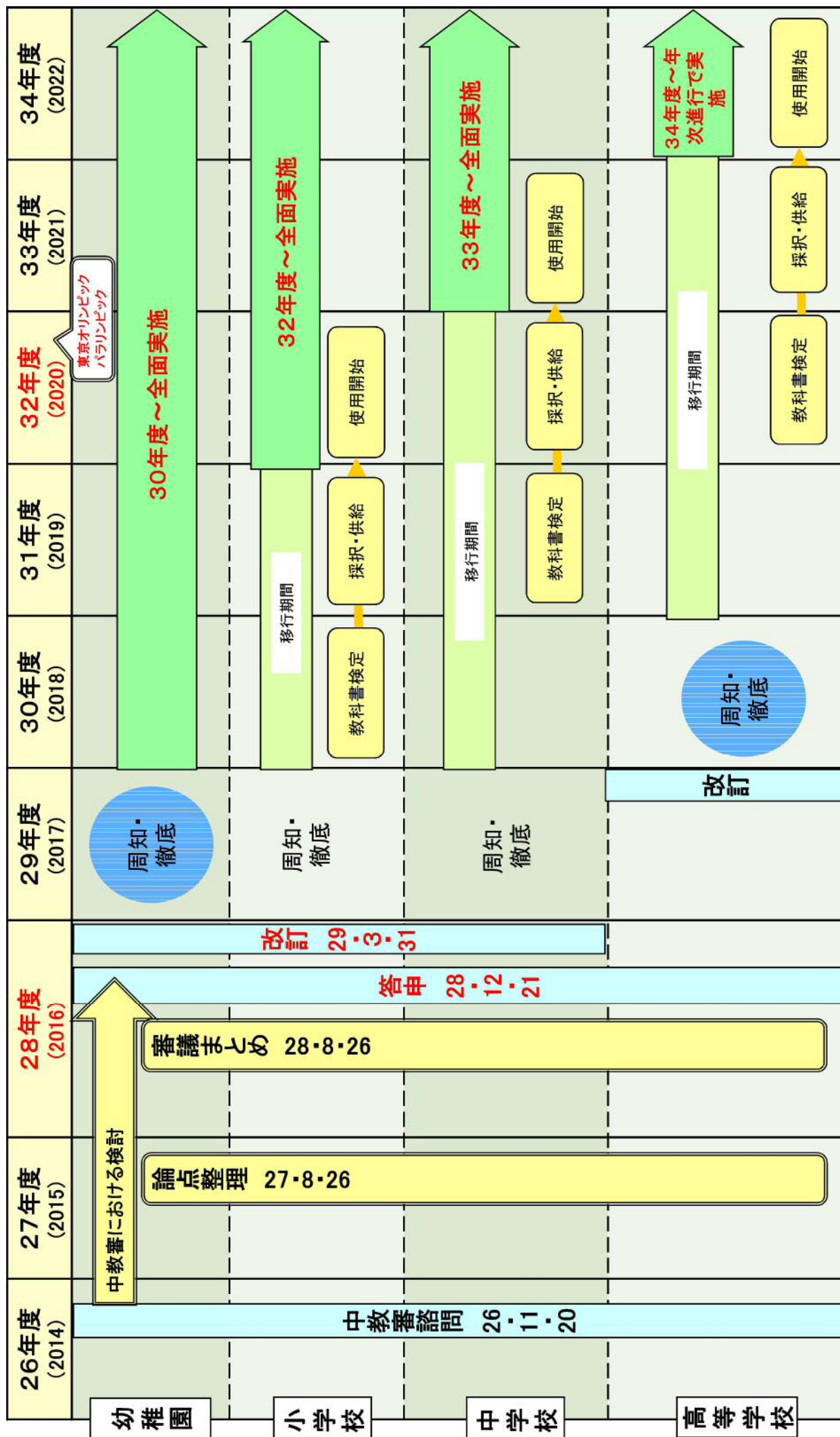
以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも教職員の働き方改革に関連し、必要な事項について幅広く御検討いただき、迅速かつ着実に実施していくために、逐次取りまとめていただきますようお願いいたします。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

関係資料

- 今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール
- 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント
- 小学校の標準授業時数
- 中学校の標準授業時数
- 学校現場が抱える課題の状況について
- 「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて
- 次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実
- 学校現場における業務の適正化に向けて（平成29年1月6日 文部科学省）
- 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成29年度）の結果【概要】
- 諸外国における学校の役割
- 教員以外の専門スタッフの配置状況
- 学校におかれる教諭以外の主な職について
- 主任等の種類について
- 教職調整額について
- 教員に支給される手当等について

今後の存続指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならぬと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもっと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要がある。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など 〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	<u>35</u>	<u>35</u>	-	-	<u>70</u>
<u>外国語</u>	-	-	-	-	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合には、総授業時間数や学習活動の特質に照らしあつかうかの教育的配慮に基づいた判断が必要である。

中学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

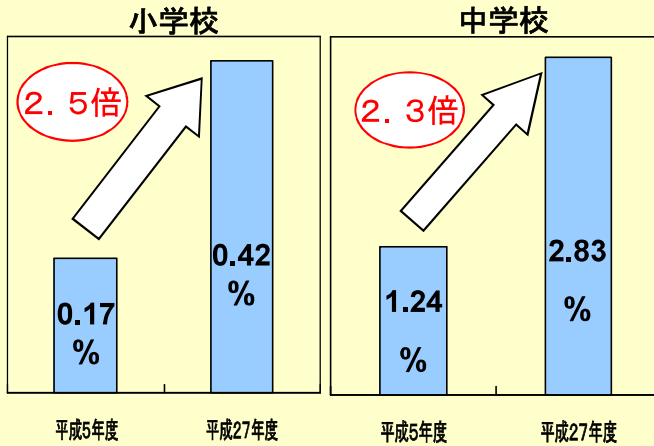
	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合には、総授業時間数や学習活動の特質に照らしあわせて、適切な配慮に基づいた判断が必要である。

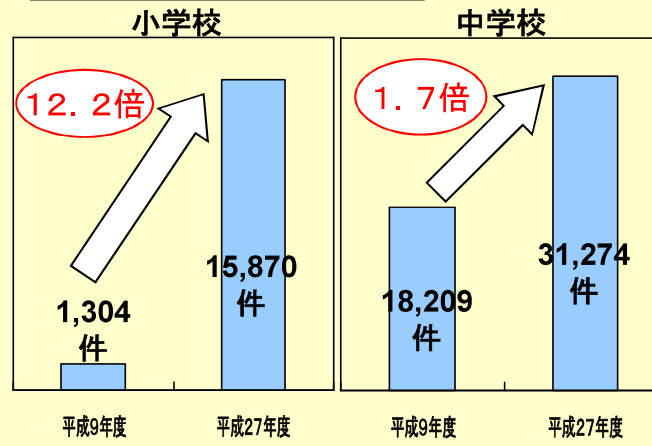
学校現場が抱える課題の状況について

不登校児童生徒の割合



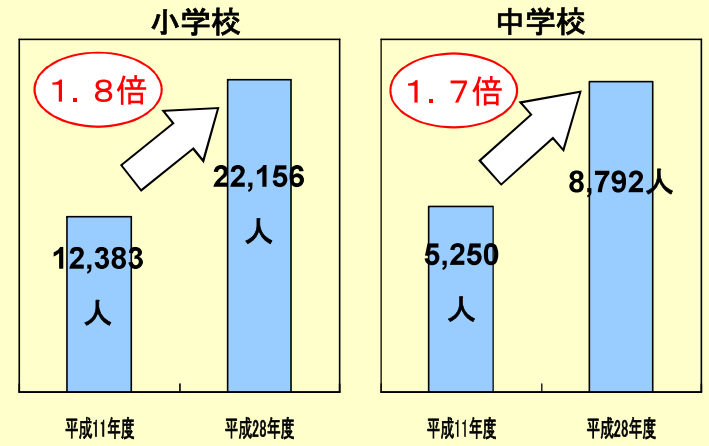
(注) ・国・公・私立学校のデータ
・平成5年度と最新の年度を比較

学校内での暴力行為の件数



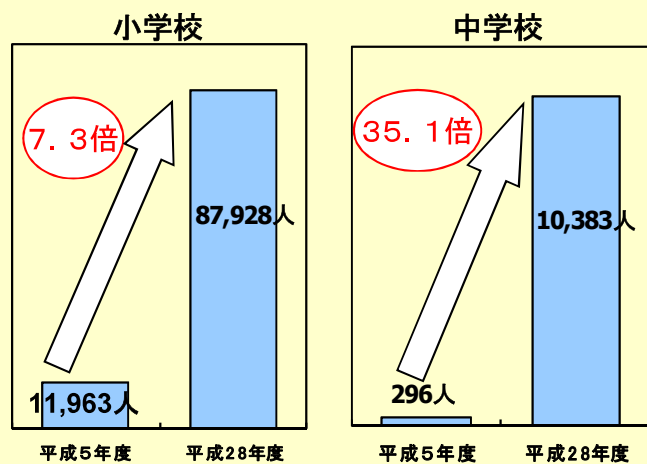
(注) ・国・公・私立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) ・公立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

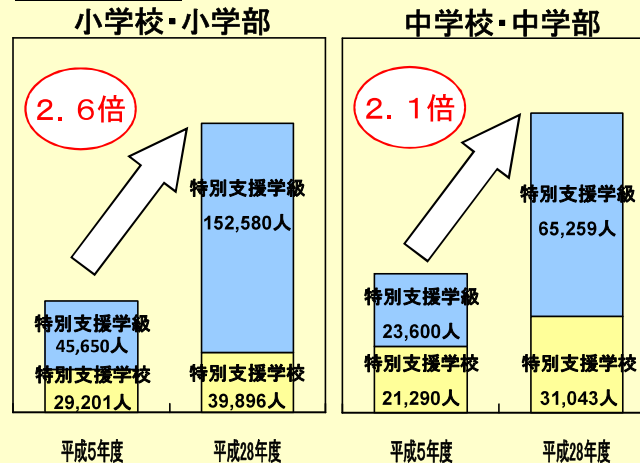
通級による指導を受けている児童生徒数



(注) ・通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

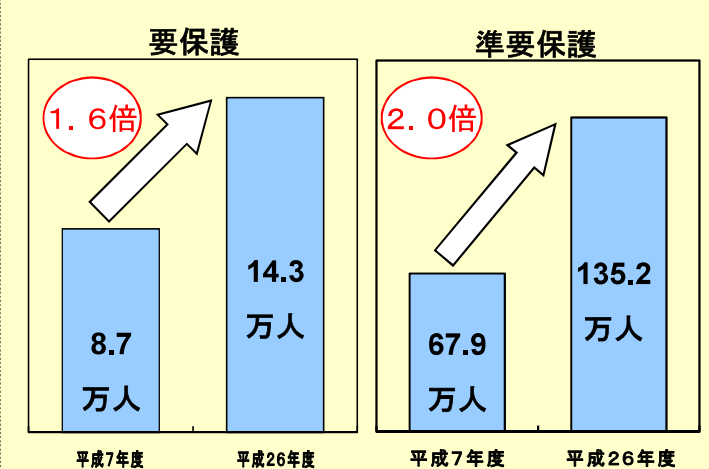
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) ・平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) ・要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省調べ

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革

（⇒資質向上）

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階

養成段階

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化
- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員としての資質の
向上に関する「指標」

「指標」の策定に
関する指針

- ←都道府県が策定
- ←国が大綱的に提示

法改正済：免許法、教員センター法、教特法

中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革

（⇒チーム学校）

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

教員

社会に開かれた教育課程
よりよい社会を作るという目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応等

子供

保護者

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア等

子供へのカウンセリング等
基づくアドバイス
校内研修の実施等

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言等

地域連携の
中核を担う
教職員

バックアップする
多様なスタッフ
... スクール
カウンセラー
... スクール
ソーシャル
ワーカー

法改正済：学校教育法、地方教育行政法

中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生
（⇒地域と学校の連携・協働）

学校運営協議会

⇒努力義務化

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

法改正済：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

地域学校協働活動推進員

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

法改正済：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

《義務教育費国庫負担金》 平成29年度予算：1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
〔・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲88億円〕
〔・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円〕

- ・ **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
 - － 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - － 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- ・ **加配定数の増(395人)**により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数
+473人

(学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)

(少子化等に伴う定数減▲4,150人)

加配定数
+395人

(政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)

基礎定数化

障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実
+602人

1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)

加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。

※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人

外国人児童生徒等教育の充実
+47人

1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)

加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。

初任者研修体制の充実
+75人

1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)

(※いずれも平成28年度推計値)

指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)

約4,100人のうち約9,500人を基礎定数化。

(**児童生徒数の減少に伴う減)

	特別支援教育	一
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 貧困等起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人	
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保	
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人	
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)	
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人	

義務標準法の改正により追加

給与関係：土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

学校現場における業務の適正化に向けて（平成29年1月6日 文部科学省）

学校現場における業務の適正化を推進し、教員が子供と向き合う時間を確保するため、平成29年においては、以下の3つの柱を中心とした取組を力強く進めてまいります。

1. 教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境整備を目指す

■ 各教育委員会における業務改善の取組を加速するべく、
「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を始動します。

- ・ 小学校・中学校等の学校種に応じた課題を踏まえつつ、教員の行う業務の明確化や事務の効率化の徹底など、業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定
- ・ 時間外勤務の削減や創出した時間による教育面での効果などの**エビデンスを蓄積し、全国に発信**

2. 部活動の適正化を推進し、部活動の負担を大胆に減らす

■ 平成29年度中に、**適切な練習時間や休養日の設定等も含めた「運動部活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定します。**

- ・ 同ガイドラインの策定のため、総合的な実態調査を実施
- ・ スポーツ医・科学の観点も取り入れた練習時間や休養日等の調査研究を実施

■ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、**休養日等の適切な設定を促す通知を発出します。**

■ 地域のスポーツ指導者等が単独で部活動の指導・引率に当たれるよう、

学校教育法施行規則を改正し、「部活動指導員（仮称）」を位置付けるためのパブリック・コメントを開始します。

3. 国・教育委員会の支援体制を強化する

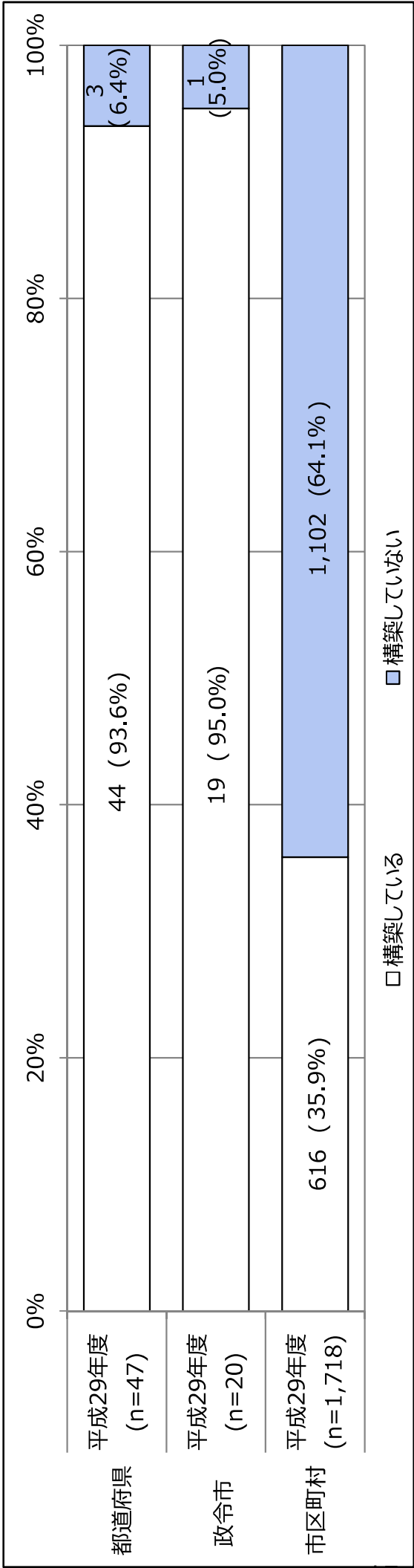
■ 省内横断的に取組を進めるため、**省内に学校環境改善対策プロジェクトチームを設置します。**

■ **業務改善アドバイザーの仕組みを創設し、教育委員会等の依頼に応じて、現地に派遣します。**

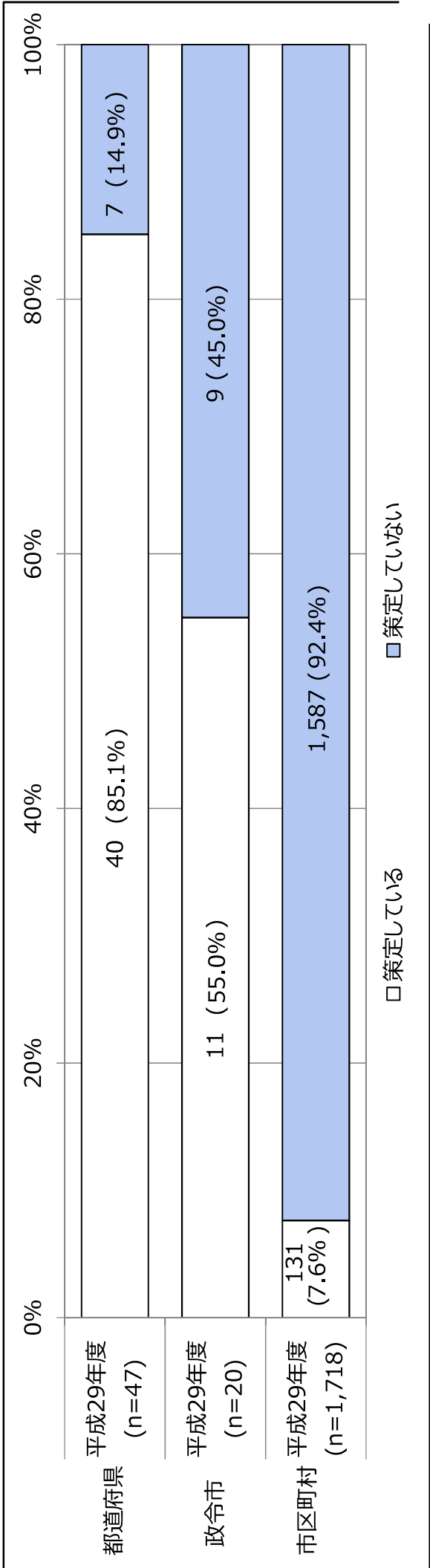
教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査(平成29年度)の結果【概要】

※数値は速報値であり、今後公表する予定の確定値と若干異なる場合がある

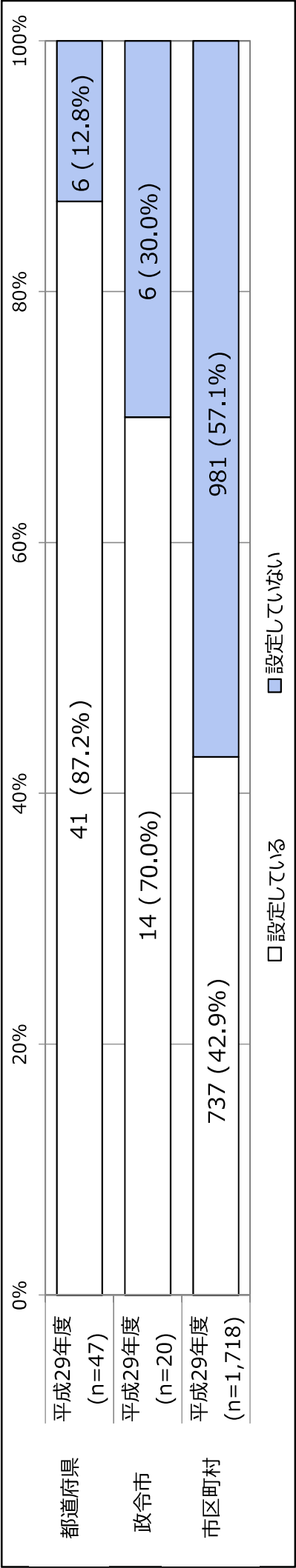
(1) 学校現場の業務改善に関する教育委員会内での連携体制を構築している教育委員会数



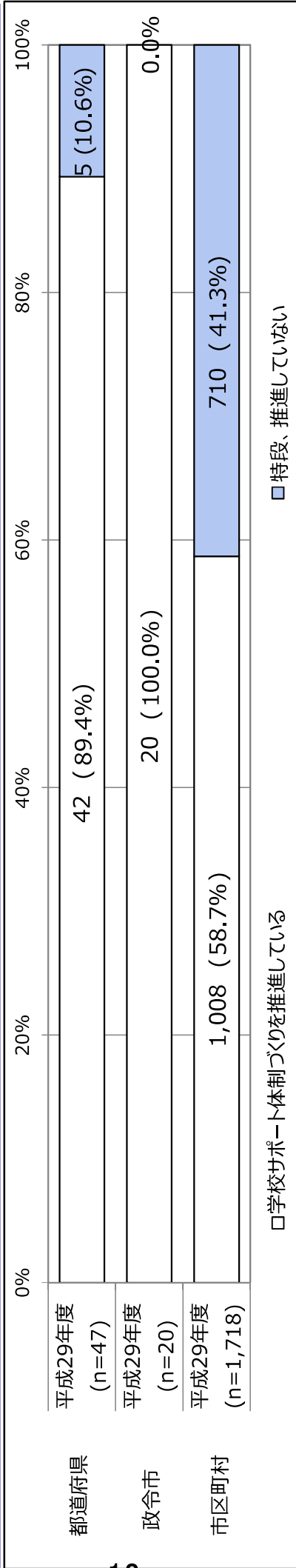
(2) 所管の学校に対して業務改善の方針等を策定している教育委員会数



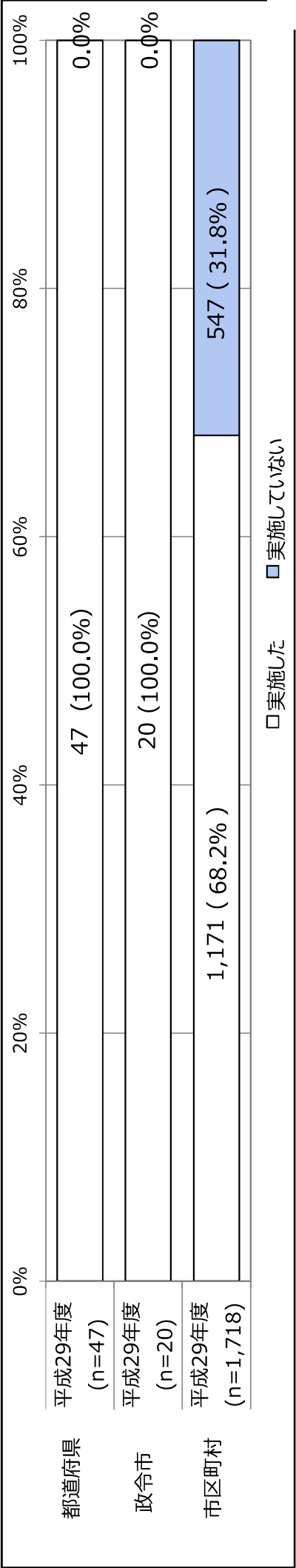
(3)運動部活動について所管の学校に対して休養日等の基準を設定している教育委員会数



(4)教育委員会による学校サポート体制づくりを推進している教育委員会数



(5)学校への調査文書等に関する事務負担軽減(平成24年度～平成29年度間の取組)を実施した教育委員会数



諸外国における学校の役割

	業務	国名	アメリカ	イギリス	中国	シンガポール	フランス	ドイツ	日本	韓国
児童生徒の指導に関わる業務	登下校の時間の指導・見守り		×	×	×	×	×	×	△	×
	欠席児童への連絡		×	×	○	○	×	○	○	○
	朝のホームルーム		×	○	○	×	×	×	○	○
	教材購入の発注・事務処理		×	×	△	×	×	×	△	×
	成績情報管理		○	×	△	○	○	○	○	○
	教材準備(印刷や物品の準備)		○	×	○	○	○	○	○	○
	課題のある児童生徒への個別指導、補習指導		○	×	○	○	○	○	○	○
	体験活動の運営・準備		○	×	○	○	○	○	○	○
	給食・昼食時間の食育		×	×	×	×	×	×	○	○
	休み時間の指導		○	×	○	△	×	○	○	○
	校内清掃指導		×	×	○	×	×	×	○	○
	運動会、文化祭など		○	○	○	○	×	○	○	○
	運動会、文化祭などの運営・準備		○	○	○	○	×	○	○	○
	進路指導・相談		△	○	○	○	×	○	○	○
	健康・保健指導		×	×	○	○	○	○	△	○
	問題行動を起こした児童生徒への指導		△	○	○	○	○	×	○	○
	カウンセリング、心理的なケア		×	×	○	○	○	×	△	×
	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導		△	×	○	△	×	△	○	△
	児童会・生徒会指導		○	○	○	×	×	○	○	○
	教室環境の整理、備品管理		○	○	△	○	○	○	○	○
学校の運営に関わる業務	校内巡視、安全点検		×	×	○	×	×	○	△	×
	国や地方自治体の調査・統計への回答		×	×	△	×	×	○	△	×
	文書の受付・保管		×	×	△	×	×	○	△	×
	予算案の作成・執行		×	×	×	×	×	○	×	×
	施設管理・点検・修繕		×	×	△	×	×	×	×	×
	学納金の徴収		×	×	○	×	×	○	△	×
	教師の出張に関する書類の作成		×	×	△	×	×	○	×	×
	学校広報(ウェブサイト等)		×	×	△	×	×	○	○	×
	児童生徒の転入・転出関係事務		×	×	○	×	×	×	△	×
	家庭訪問		×	×	○	×	×	×	○	△
外部対応に関わる業務	地域行事への協力		○	○	△	×	○	×	△	△
	地域のボランティアとの連絡調整		×	×	△	×	×	×	△	×
	地域住民が参加した運営組織の運営		△	×	×	×	×	△	△	×

※教員の「担当とされているもの」に○を、「部分的にあるいは一部の教員が担当する場合があるもの」に△を、「担当ではないもの」に×を付けている。三か国以上の国で△又は×が選択されている業務をグレー表示している。全部で40業務設けたが、「出欠確認」、「授業」、「教材研究」、「体験活動」、「試験問題の作成、採点、評価」、「試験監督」、「避難訓練、学校安全指導」、「出欠確認」、「授業」等全ての国で「担当とされているもの」7項目は掲載していない。

国立教育政策研究所『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』（2017）

教員以外の専門スタッフの配置状況

	職務内容等	資格	配置状況等【H28】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,542人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒の把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,399人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	1,272人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	約56,000人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、計58人を 配置(H28)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	1,896人(H28.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,513人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,536人 ※JETのみ(H28.7.1時点)	地方交付税措置(JET) (予算補助(1/3)(non-JET))
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	11,500人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

学校におかれる教諭以外の主な職について

副校長

職務内容: 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。(学校教育法第37条第5項等)

【設置人数: 3, 857名】

主幹教諭

職務内容: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。
(学校教育法第37条第9項等)

【設置人数: 20, 782名】

指導教諭

職務内容: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。(学校教育法第37条第10項等)

【設置人数: 2, 098名】

養護教諭

職務内容: 児童の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項等)

【設置人数: 40, 860名】

栄養教諭

職務内容: 児童の栄養の指導及び管理をつかさどる(学校教育法第37条第13項等)

【設置人数: 5, 765名】

事務職員

職務内容: 事務をつかさどる。(学校教育法第37条第14項等)

【設置人数: 35, 386名】

(出典) 公立学校教職員人事行政状況調査(平成27年度)、学校基本調査(平成28年度)

主任等の種類について

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
省令上の主任等	教務主任(18,617人)	教務主任(9,312人)	教務主任(5,242人)	教務主任(1,699人)
	学年主任(71,261人)	学年主任(25,682人)	学年主任(14,575人)	学年主任(4,281人)
	保健主事(18,927人)	保健主事(9,308人)	保健主事(4,466人)	保健主事(1,112人)
		生徒指導主事(9,704人)	生徒指導主事(5,101人)	生徒指導主事(1,348人)
		進路指導主事(9,456人)	進路指導主事(5,179人)	進路指導主事(1,259人)
			学科主任(5,909人)	学科主任(350人)
各教育委員会等により置かれて いる主任等の例			農場長(333人)	農場長(3人)
				寮務主任(281人)
	分校主任、研究主任(研修主任)、防災主任、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事			

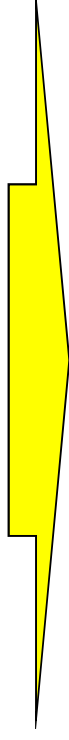
教職調整額について

○ 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。

○ しかしながら、毎年^①の給与改定の結果、教員給与の優位性が失われたことから、当時の文部省からの超過勤務を命じないとの指示にもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起され、いわゆる「超勤問題」として大きな問題となった。



このため、文部省は教育界の混乱を収集するとともに、勤務の実態を把握するため、昭和41年度において全国的な勤務状況調査を行った。



昭和46年5月「給特法」制定 （国立及び）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

〈教員の勤務態様の特殊性〉

教員は、一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまない。

- ・修学旅行や遠足など、学校外での教育活動
- ・夏休み等の長期の学校休業期間

このような教員特有の勤務態様により、勤務時間の管理が困難。

〈勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

① 時間外勤務手当は支給しない代わりに

② 教職調整額を本給として支給。

給料月額 × 4% = 教職調整額 ※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

① 原則、時間外勤務を命じないこととする。仮に、命じる場合でも次の場合に限定。（いわゆる「超勤4項目」）

1. 生徒の実習に関する業務
2. 学校行事に関する業務
3. 教職員会議に関する業務
4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

② 教職調整額を本給とみなす。

※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。（期末・勤勉手当、地域手当、へき手当、年金、等）

教員に支給される手当等について

費目	手当等の内容
教職調整額	校長、副校長及び教頭を除く教員が対象【本給×4%】
給料の調整額	特別支援教育学級担当教員及び特別支援学校の教員が対象 【本給の平均3.0%程度の定額】
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教員が対象【給料の平均1.5%程度の定額】
教員特殊業務手当	非常災害時等の緊急業務 【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額7,500円から8,000円】 ※甚大災害の場合は100/100加算 修学旅行等指導業務【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額4,250円】 対外運動競技等引率指導業務【土日等の8時間程度の業務で日額4,250円】 部活動指導業務【土日等の4時間程度の業務で日額3,000円】 入学試験業務【土日等の8時間程度の業務で日額900円】
多学年学級担当手当	複式学級の担当教員が対象【日額290円又は350円】
教育業務連絡指導手当	いわゆる主任手当【日額200円】
管理職手当	校長、教頭、部主事が対象 【定額：校長15～20%、副校長15%、教頭12.5～15%、部主事8%程度相当額】
管理職員特別勤務手当	休日等に勤務した校長・副校長・教頭・部主事が対象【勤務1回につき校長7,000円から8,500円】
へき地手当	級地の別に応じて給料等の25%を超えない範囲内

※上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等が支給される。